

随意契約の結果

【令和3年5月分】工事

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
令和3年度鶴見一丁目地区宅地2 街区外基盤整備工事	契約担当役 東日本都市再生本部長 村上 卓也 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和3年5月20日	日本国土開発（株） 東京都港区赤坂4-9-9	3010401022812	133,608,200円	133,100,000円	99.6%	本工事は、鶴見一丁目地区における宅地2街区の基盤整備工事である。令和2年11月30日締結の協定変更に伴い宅地2街区整備はURと共同事業者（大和ハウス工業株式会社）の間で施工区域分割することとなった。盛土工事にあたっては単一区内での現況高低差の解消が困難で、実際には施工範囲の重複・錯綜が生じるため、施工責任の明確化が図れない可能性があることや、民間工区側の切土をUR工区側の盛土に流入するにあたり、各々工事を行う場合は、施工時期に時間差を生じることから「切土は処分、盛土材は購入」となる不合理が生じる。ついでに、「前後工事が密接不可分であること」、「施工責任の明確化を図ること」、「重複・錯綜を防止すること」、「工事コストの合理性を確保すること」から、一体的に施工する必要があるため、会計規程第51条第3項第3号に基づき、民間JVが発注する当該業者と随意契約を行ったものである。	-				

- ※1 単価契約の場合は、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
 ※2 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
 ※3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

【対象となるもの】
 ・予定価格が250万円を超える工事又は製作
 ・予定価格が160万円を超える財産の買入れ
 ・予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入
 ・予定価格が100万円を超える役員
 ただし、機構の行為を秘密にする必要があるものを除く。